

別表六（二十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除限度額16」の欄は、通算法人が措置法第42条の12第6項第1号に規定する適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限ります。）において同条第1項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額を記載します。
 - (1) 30万円に「特定新規雇用者基礎数5」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十三）付表「10」の割合を乗じて計算した金額
 - (2) 20万円に「移転型特定新規雇用者基礎数7」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十三）付表「11」の割合を乗じて計算した金額
 - (3) 20万円に「特定非新規雇用者基礎数10」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十三）付表「12」の割合を乗じて計算した金額
 - (4) 20万円に「対象移転型特定非新規雇用者基礎数15」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十三）付表「13」の割合を乗じて計算した金額
- 3 「基準年度」の欄は、措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同条第2項に規定する要件適格法人の(1)から(4)までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び令和2年改正法附則第115条第1項（第16条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。）を記載します。
 - (1) 措置法第42条の11の3第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
 - (2) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の2第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
- 4 「適用年度」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 措置法第42条の12第6項第15号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、同号に規定する証明がされた数を記載します。
 - (2) (1)で記載した数のうち措置法第42条の12第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第6項第2号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載します。
 - (3) (1)及び(2)で記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 5 「地方事業所特別税額控除限度額27」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該事業年度が1年に満たない場合（(2)に規定する場合を除きます。）には、「40万円」とあるのは「40万円× $\frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」と、「30万円」とあるのは「30万円× $\frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」として記載しま

す。

(2) 措置法令第27条の12第16項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、「40万円」とあるのは

$$\left[40\text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12} \right]$$

と、「30万円」とあるのは

$$\left[30\text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12} \right]$$

として記載します。